

暴言・暴力・迷惑行為に対する 当院の対応について

共立蒲原総合病院では、来院者及び職員を守るために、暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合組織的対応を取らせていただきます。

次のような、暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずるあるいは警察の介入を依頼することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

- 大声や奇声、**暴言**または脅迫的な言動により他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- 来院者および病院職員に対する**暴力行為**、もしくはその恐れが強い場合
- 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
- 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及び**ストーカー行為**をすること
- 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒、喫煙、無断離院等）
- 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 謝罪や謝罪文を強要すること
- 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、及び医療に支障をきたす迷惑行為



《参考》暴力被害から医療従事者を守る法律

- 医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉をつかむ等の暴力行為をする→《暴行罪》
- 医療従事者に物を投げつける等の行為をする→《暴行罪》
- 上記、暴力行為により負傷させた場合→《傷害罪》
- 医療従事者や患者に暴言を浴びせる→《侮辱罪》
- 院内の設備や備品を破損する→《器物損壊罪》
- わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する→《威力行為妨害罪》
- 土下座させたり、謝らせたりする→《強要罪》
- 正当な理由がないのに院内に侵入し、職員の退去依頼に従わない→《住居侵入罪・不退去罪》